

○総務省告示第四百七十六号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第1から第6まで、別表第二号の三第1及び別表第二号の三第3の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百六十号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年十二月二十七日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第二号 通信事項コードの欄に記載するコードのコード表

項 目		コード	
〔略〕		〔略〕	
地方行政事務に関する事項		L G O	
〔略〕		〔略〕	

附 則

〔 1 略〕

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に免許又は予備免許を受けている無線局の目的であつて、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の中欄に掲げる無線局の目的とみなし、かつ、当該無線局の通信事項はそれぞれ同表の下欄に掲げるものとみなす。この場合において、当該無線局の免許状又は無線局事項書に、次の表の下欄に掲げる通信事項以外に、別表第二号に規定する通信事項のいずれかが記載されているときは、その通信事項は当該無線局の通信事項とする。

無線局の目的		無線局の目的		通信事項	
項目	コード	項目	コード	項目	コード
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
地方行政用	L G O	地方行政用	L G O	地方行政事務に関する事項	L G O
公共事務附帯事務用	M C E			災害の防止その他構成員の公共的活動を支援するための広報に必要な事項	L G P
水産試験用					
地域共同広報用	L G P				

改正前

別表第二号 通信事項コードの欄に記載するコードのコード表

項 目		コード	
〔同左〕		〔同左〕	
地方行政事務に関する事項		L G O	
道路交通情報通信に関する事項		R D V	
〔同左〕		〔同左〕	

附 則

〔 1 同上〕
(経過措置)

2 〔同上〕

無線局の目的		無線局の目的		通信事項	
項目	コード	項目	コード	項目	コード
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
地方行政用	L G O	地方行政用	L G O	地方行政事務に関する事項	L G O
公共事務附帯事務用	M C E			災害の防止その他構成員の公共的活動を支援するための広報に必要な事項	L G P
水産試験用					
地域共同広報用	L G P				
道路交通情報通信用	R D V	道路交通情報通信用	R D V	道路交通情報通信に関する事項	R D V

